

第30回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月) 午後2時30分から午後3時まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第4委員会室

3. 出席委員(7名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
6番委員	藤原	優子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(2名)

5番委員	石橋	祐一
7番委員	伊藤	照子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第30回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、6番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可について申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 こちらは、土地所有者が道路沿いの住まいとその裏にあたる畑を合わせて処分したいと考えておられたところ、この度、住宅購入がまとまり、農地については無償でよいとのことから贈与での申請となっているところでございます。

 いずれも3条調査書の各要件については満たしていると思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
担当は6番委員ですのでお願いします。

6番委員 はい。現地確認をしましたが、住宅よりも2メートルちょっと高く一段上にある農地で、かずらが茂り荒れているような状況でした。住宅のすぐ裏で住宅購入と併せてということですので、最初はちょっと頑張って頂く必要があるかと思いますが、整備されるとき綺麗な農地になると思いますので、問題ありません。

議長 ありがとうございました。

担当委員の意見をお伺いしました。

それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。

8番委員 ○○さんは、畑をされている農家ということでよろしいでしょうか。

事務局 ミカンの果樹農家でございます。

議長 よろしいですか。

8番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。

議案第1号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。

全員賛成で議案第1号は、許可することに決定いたします。

では次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、8件の申請がっております。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは、いつものように新規のものを中心にご説明させていただきます。

(資料読み上げ)

1番から6番までは期間満了による更新でございます。

7番の○○さんは、作物変更をされて、この夏に昭和開にてブドウ栽培を始められた方で、所有者の□□さんが高齢のため、引き受けてくれる方を探しておられたところ、若い○○さんとの貸借がまとまったものでございます。

8番は、○○さんが高齢となったため離農されるにあたり、近隣耕作者である○○さんに相談され話がまとまったものです。なお、こちらは受け手が認定農業者であるため農地集積に繋がるものがございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入りますが、議案第2号は一括採決として扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。
議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
それでは次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、1法人から報告があっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。農地所有適格法人については、事業年度終了後3ヶ月以内に報告書提出が定められており、この度、1法人から報告書提出がございました。
(資料読み上げ)
いずれの項目も適と思われる状況です。
要件を満たしているか否か、ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局から説明が終わりました。
皆さんからこの案件について、ご意見はございませんか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
議案第3号について、要件を満たしている事に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。

議長 では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、住宅の裏にあたる畑を新たに購入される〇〇さんが宅地の拡張利用のため転用されるものでございます。

2番は、病院の職員用駐車場として転用されるものでございます。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番は、〇〇さんの農業経営継続が困難とのことで離農が決定したところです。その内の祖母との貸借契約を解約されたものでございます。解約後の農地については、〇〇さんを考えていると聞いているところでございます。

続いて、2番と3番は、〇〇さんが病気により規模縮小をされているものの解約でございます。こちらについては地域の推進委員を通じ調整をされているところでございます。

このため解約後の予定がない、空きが出るような農地はございません。

以上でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

続きまして、

報告第3号 非農地証明について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番から4番までいずれも土地処分を目的とする登記地目整理のためでございます。

5番は調整区域ですが、杉の木が植えてある杉林となっているものでございます。

以上です。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告3号を終わります。

議長 これをもちまして第30回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上